

## 海外手配旅行条件書

- お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。  
●本旅行条件書は、旅行業法第12条の4第2項に定める取引条件説明書面および、手配旅行契約が成立した場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。当社はお客様のご依頼により、旅行の手配を引き受ける契約をする場合、契約の内容・条件はこの旅行条件書のほか、旅行申込書及び旅行出発前にお渡しする航空券・宿泊券等に記載するところによります。

## 1.手配旅行契約

- (1)お客様と国際開発株式会社(以下「当社」といいます。)とは、手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。  
(2)当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊、レストランその他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。  
(3)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の取扱料金を申し受けます。  
(4)旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。  
(5)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。  
※手配債務終了後に、当社の責によらない事由によりお客様が被った損害については何ら関与いたしかねますので、必ずご自身で旅行保険にご加入下さい。

## 2.旅行のお申し込み

- (1)当社所定の旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金の20%相当額以上の申込金を添えてお申し込みください。なお、申込金は旅行代金の一部といたします。氏名(スベール)はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申し込みください。  
(2)未成年者については利用予定の旅行サービスを提供する航空会社・宿泊機関および滞在国の入国条件等予めご自身にてご確認ください。滞在都市の条例・ホテル規約、航空会社の規約などによりお申込みをお断り、もしくは追加代金が発生する場合があります。また、お申込時点で20歳未満の方は親権者の同意書の提出、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同行を条件とさせていただきます。現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など特別の配慮を必要とする方は、必ずその旨をお申込時にお申出ください。旅行の安全かつ円滑な実施の為、同伴者の同行を条件としたり、場合によってはお申込をお断りさせて頂くこともあります。お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する一切の費用はお客様にご負担頂きます。  
(3)当社は電話等の通信手段による手配旅行のお申込みを受け付けます。但し、運輸・宿泊等の機関により、お申し込みをお引き受けできない場合がありますので予めご了承ください。詳しくは係員にお尋ねください。

## 3.旅行契約の成立

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立いたします。但し、航空券または宿泊券だけの取得を目的とする場合は、口頭によるお申し込みを受け付けることがあります。

## 4.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行申込書および請求書等で定めた方法で当社が指定した期日までにお支払いください。

## 5.旅行業務取扱料金

旅行サービスの手配に対して次の旅行業務取扱料金を申し受けます。(税抜)

	内容	料金(別途消費税を申し受けます)
手配料金	運送機関と宿泊機関、オプションツアー、その他サービスなどの手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内(下限1件3,000円)
	運送機関、宿泊機関の予約・手配	旅行費用総額の20%以内(下限1件3,000円)
	オプションツアー、その他サービスなどの予約・手配 ※お一人様1商品を1件と数えます。	お一人様1件につき 2,000円 (1名参加の場合は3,000円の手数料を申し受けます)
	添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)	添乗員1人1日につき 60,000円
変更手続料金	運送機関、宿泊機関、オプションツアー、その他サービスなどの手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内(下限1件3,000円)
	運送機関、宿泊機関、オプションツアー、その他サービスなどの予約・手配の変更 1件につき	旅行費用総額の20%以内(下限1件3,000円)
取消手続料金	運送機関、宿泊機関、オプションツアー、その他サービスなどの手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内(下限1件3,000円)
	運送機関、宿泊機関、オプションツアー、その他サービスなどの予約・手配 1件につき	旅行費用総額の20%以内(下限1件3,000円)
	未使用券の精算手続 1人1件	5,000円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき 2,500円(電話料、電報料は別)

(注)

- (1)同一の手配を同時に行う場合は、複数名でも1件と数えます。手配日、利用日、利用期間、利用区間、提供機関等が異なる場合は、それぞれ1件と数えます。  
(2)お客様の希望により、変更又は取消を行う場合は、当初の手配料金のほかに、運送機関、宿泊機関等の定める取消料および上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。  
(3)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約が締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。

## 6.旅行契約内容の変更と手数料

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- [1]変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。)  
[2]当初の手配料金のほかに、所定の変更手数料(上記第5項該当の金額)

## 7.旅行契約内容の解除と手数料

- (1)お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。お申し出日により取消料の額が変わる場合がありますので申し込み時に必ずご自身にてご確認ください。  
[1]お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。)  
[2]当初の手配料金のほかに、取消手続料金(上記第5項該当の金額)  
(2)お客様のご都合で所定の期日までに旅行代金が支払われない時は、契約を解除することがあります。この場合、お客様は運輸・宿泊機関等へ支払う取消料・違約料をご負担いただくと共に、当社は取扱料金と取消手続料金を申し受けます。  
(3)当社が事前の案内無しにご契約を解除させて頂き所定の取消料を申し受けます。この際、キャンセルによってお客様に損害が生じたとしても当社はその損害を賠償する責任を負いません。  
・クレジットカード会社または航空会社より決済取消の指示があった場合  
・不正使用があったと認められた場合  
・お客様が暴行団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき

## 8.旅行代金の額の変更

お申し込み引き受け後であっても、旅行開始前において、運輸・宿泊機関等の運賃・料金が改訂され旅行代金の変更が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

## 9.当社の責任と損害賠償及び免責事項

- (1)お客様は、当社又は手配代行者の故意又は過失により、手配が不可能になったとき契約を解除することができます。
- (2)当社又は手配代行者が、故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から2年以内にお申し出があった場合に限り、また、お荷物のお1人最高15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)とし、発生後21日以内にお申し出があった場合に限り、
- (3)免責事項  
当社は、お客様が、当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由(以下に例示)により損害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負いません。  
不測の事態に備え、必ずご自身で旅行保険にご加入下さい。
  - 1.天災地変、戦乱、暴動
  - 2.運輸・宿泊機関の事故もしくは火災
  - 3.官公署の命令、又は伝染病による隔離
  - 4.自由行動中の事故
  - 5.食中毒
  - 6.盗難
  - 7.運輸機関の遅延、運輸機関の不通
  - 8.旅券(パスポート)の残存期間の不足および査証(ビザ)の不備の為、日本および各国の出入国管理法により、搭乗、出入国ができない場合。
  - 9.パスポート記載の名前と航空券記載の名前が一致せず搭乗を拒否された場合。
- (4)以下に例示する事由によってお客様が損害を被られた場合であっても、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
  - ・旅券(パスポート)の残存有効期間の不足及び査証(ビザ)の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合。
  - ・パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合。
  - ・お客様のご都合又は乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合。
  - ・お客様が当社から電子メールにて配信した契約内容に関する重要なお知らせを開封しなかった場合。

## 10.お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様にその損害を賠償していただきます。
- (2)お客様は、契約を締結するに際し、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地においてその旨を当該旅行サービス提供機関に速やかに申し出なければなりません。ご帰国後にお申し出頂いても対応致しかねますので予めご了承ください(当社の責に帰すべき事由を除く)。
- (4)お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合(帰路便を放棄された場合)は、航空会社から片道普通航空運賃、又は当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、クレジットカードから差額を決済させていただきます。
- (5)必ずご自身で、渡航先および経由国・地域の大使館・領事館等に確認の上、要求される旅券、査証の条件について確認し、必要事項をご用意ください。日本国籍以外の方は、再入国手続きについても入国管理事務所に確認してください。予防接種要求状況については、検疫所に確認し、必要に応じて接種のうえ証明書をご用意ください。
- (6)渡航先の衛生状況について、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- (7)渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますのでご確認ください。  
外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>  
外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)TEL(代表)03-3580-3311(内線:2902, 2903)  
旅行中、緊急事態発生など安全にかかわる情報をメール等で受け取ることができる外務省のシステム「たびレジ」への登録をおすすめします。  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

## 11.海外旅行保険について

海外手配旅行については、旅行傷害保険を付保していません。安心してご旅行をしていただくために、お客様ご自身で必ず海外旅行傷害保険をおかけになれるようおすすめいたします。詳しくは係員にお問い合わせください。また、当社旅行業約款別紙特別補償規定は適用されません。

## 12.個人情報の取り扱いについて

- (1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。又このほか当社では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等及び手配代行者(必要な場合に限る。)に対し、お客様の氏名、パスポート番号・住所・電話番号またはメールアドレス等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (3)当社は旅行先のお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に関わる個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込み時にお申し出ください。

## 13.約款準拠

本旅行条件説明書面のない事項は、当社の旅行業約款(手配旅行約款の部)の定めるところによります。約款は当社ホームページからもご覧頂けます。

# 国際開発株式会社

東京都千代田区神田富山町10-2 アセンド神田ビル1階 Tel 03-3526-7085  
大阪府大阪市西区新町1-13-3 四ツ橋KFビル2階(旧SIビル) Tel 06-6533-5222  
愛知県名古屋市中区代官町35-16 第一富士ビル5階 Tel 052-930-5951

観光庁長官登録旅行業第275号 (一社)日本旅行業協会正会員

<https://bali-oh.com/> <https://vietcam-oh.com/> <https://cebu-oh.com/>